

各種審議会等一覧（附属機関等一覧）

1 固定資産評価・土地利用等

（総合政策部）

審議会等の名称	とちぎ創生15戦略評価会議		附属機関以外
事務局担当課	総合政策部総合政策課	TEL	028-623-2206
設置根拠等	とちぎ創生15戦略評価会議設置要綱		
設置年月日	平成28（2016）年5月10日	委員数	定数 15名以内 選任 15名
公開・非公開	公開		
審議事項等	1 県が行う15戦略の現状評価に関すること。 2 15戦略の推進に係る課題の解決に向けた取組に関すること。		

審議会等の名称	栃木県固定資産評価審議会		附属機関
事務局担当課	総合政策部市町村課	TEL	028-623-2118
設置根拠等	地方税法第401条の2 栃木県固定資産評価審議会条例		
設置年月日	昭和37（1962）年9月25日	委員数	定数 11名以内 選任 11名
公開・非公開	非公開		
審議事項等	1 知事が定める地方税法第388条第1項の固定資産評価基準の細目に関すること 2 地方税法第419条第1項の固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告 3 その他固定資産の評価に関する事項		

審議会等の名称	栃木県国土利用計画審議会		附属機関
事務局担当課	総合政策部地域振興課	TEL	028-623-2267
設置根拠等	国土利用計画法第38条 栃木県国土利用計画審議会条例		
設置年月日	昭和49(1974)年10月8日	委員数	定数 25名以内 選任 16名
公開・非公開	公開		
審議事項等	1 国土利用計画県計画を策定する場合の意見の申し出 2 知事が、国土利用計画市町村計画の策定について、市町村に対し必要な助言又は勧告をする場合の意見の申し出 3 土地利用基本計画を定める場合の意見の申し出 4 知事の諮問に応じ、県土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議 5 国土調査法に基づき、知事の求めに応じ、国土調査に関する重要事項の調査審議		

審議会等の名称	栃木県土地利用審査会		附属機関
事務局担当課	総合政策部地域振興課	TEL	028-623-2557
設置根拠等	国土利用計画法第39条 栃木県土地利用審査会条例		
設置年月日	昭和49(1974)年10月8日	委員数	定数 7名 [法: 5人以上] 選任 7名
公開・非公開	部分公開(規制区域における不許可処分についての審査請求された場合の口頭審理は公開それ以外は非公開)		
審議事項等	<ol style="list-style-type: none"> 1 知事の規制区域の指定、指定の解除又は規制区域の減少が相当であることについての確認を行うこと 2 規制区域において例外的に許可する場合にあらかじめ意見を述べること 3 不許可処分についての審査請求に対して裁決すること 4 土地に関する権利の移転等の届出があった場合において、届出者に対し、その土地の利用目的の変更勧告を行う場合に意見を述べること 5 知事が注視区域を指定する場合、解除する場合又は中止区域を減少する場合にあらかじめ意見を述べること 6 知事が監視区域を指定する場合、解除する場合又は監視区域を減少する場合、及び届出を要する面積を変更する場合に、あらかじめ意見を述べること 7 注視区域及び監視区域内の土地に関する権利の移転等の届出があった場合において、届出者に対し、当該土地売買等の契約の締結の中止の勧告等を行う場合に意見を述べること 8 遊休土地の利用又は処分に関する計画について、計画の変更等を勧告する場合に意見を述べること 		